○農林水産省告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市飯高町加波字岩谷奥四一四の三二、字トクシウ四九六の一、四九九から五〇二まで、五〇三の一、五〇四から五〇七まで、五〇五の一、五〇五の二、五〇八の一、五一〇、五一一の一、五一一の二、五一二の一、五一三の二、五一四、五一五、五一六の一、五一六の二、字ヌケノ谷五一七の一、五一七の二、五一七の五、字峠五三九、五四一、五四一の一、五四一の二、字ショブ谷五四二、五四四、五四五の一、五四六から五四八まで、飯高町草鹿野字高尾四一の七から四一の一九まで、字西田奥四二から四五まで、辻原町字ソヅラ又五三九、五四五から五四九まで、五五〇の一、五五〇の二、五五一、五五一の一、五五二の二、六一一から六一五まで、六一三の一、六一五の一、六二〇、六二〇の一、字森ノ上四〇九の二から四〇九の五まで、四一八、四三六の一から四三六の五まで、字石神谷四三七の二から四三七の四まで、四三八の一、四三八の二、四三九、四四一の一、四四一の一五、四四一の一六、四五八、四六〇の一、四六〇の二、四六四、後山町字横畷一六二の一、一九〇から一九六まで、一九二の一、一九七の一、一九七の二、一九八、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇一から二〇六まで、二〇五の一、字権垣内一六六、二〇〇の一から二〇〇の七まで、二〇七から二〇九まで、二一〇の一から二一〇の三まで、二一二の一、字坂ノ脇五六三から五六六まで・五六八・五六八の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五六七、飯南町上仁柿字権現三二六三・三二六六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二六〇から三二六二まで、三二六九、字平岩九九八、一〇〇七、一〇〇七の一、一〇〇八、字イモリ谷一〇一二の一五から一〇一二の一七まで、一〇一二の三二、一〇一二の四九、字足谷四九七、五〇五から五〇七まで、五〇八の一、五〇九から五一一まで、五一二の一、五一三の一、五一三の三、五一四、五一六から五一八まで、字西ノ谷九八七から九八九まで、九九〇の一、九九〇の二、字長井谷八〇九、字ヤンゲ八二七、八二七の一、八二七の二、八二八、八二九の二、八三〇から八三四まで、阪内町字石上谷三三の一、三三の二、三四の三、三四の四、飯南町下仁柿字登り尾一九二四、一九二五、嬉野小原町字小谷九九六、九九六の一から九九六の一三まで、九九六の一六から九九六の一八まで、一〇〇七から一〇一〇まで、一〇〇九の九、一〇〇九の一三、一〇一三、一〇一三の一、字大瀧二〇六七の三、二〇六七の八、字笹尾二〇六〇の一四、二〇六〇の一六、飯高町月出字シラカミ五六三の六から五六三の九まで・五六三の一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五六三の六六、嬉野岩倉町字岡ノ上一三九の二、一四〇の一、一四一、一四五、一六九、大石町字藤川三三五三、三三五三の一、三三五五、三三七一の一、三三七二、三三七三、三三七五、飯南町有間野字平谷一七一九の二、一七二一から一七二五まで、一七二三の一、飯高町宮本字小西又九一〇の一、九一一の二、九一二、九一三、九一三の一、九一六、九一九、飯高町舟戸字舟戸口一五から一九まで、二九二の一、二九二の四から二九二の六まで、字向垣内二八八の八、二八八の九、二八八の一一、飯高町青田字向イ山一二六の一六、阿形町字阿形山五九七・五九八の二から五九八の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五九八の一、飯福田町字明ケ谷三四七の二九・三四七の三二・三四七の三三・三四七の五七・三四七の六六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三四七の二六、字倉骨四七八の四（次の図に示す部分に限る。）、四七二、四七二の一、四七八の一、四七八の二、字梯木谷四七七、四七八の三、字添ケ尾四七九の一、飯高町赤桶字ハラビ七六九の一（次の図に示す部分に限る。）、七四四から七四六まで、七四八の一から七四八の三まで、七四九から七五二まで、七五四から七六四まで、七六〇の一、七六九の二、七七〇から七七七まで、七七六の一、字ユフ子七七八から七八八まで、七八八の一、七八八の二、字マタニ七八九から七九六まで、七九七の一、七九七の二、字大平七九九の一・七九九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七九八、字ウトモミ八〇〇（次の図に示す部分に限る。）、八〇〇の一から八〇〇の三まで、字フイヤケ八〇一（次の図に示す部分に限る。）、字楠八〇二（次の図に示す部分に限る。）、八〇三、八〇四、飯高町桑原字ノデガヒラ四六三、四六四の二、四六五の一、四六五の二、飯高町太良木字平田一七〇の二・一七〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、飯高町蓮字太良羅三四五の二八、飯高町木梶字伊尾谷四六の一八、四六の一九、四九の一、四九の二、字長畑二九四の一、二九四の一六から二九四の一九まで、二九五、字四ツ辻一二七の二、飯高町乙栗子字佛谷一一三〇の一、一一三〇の二、一一三から一一三七まで、一一三四の一、一一三四の三、一一三五の一、多気郡多気町車川字ワセトチ一一四五から一一五三まで、一一五三の一、一一五三の二、四疋田字一五谷七八五の一、七八五の六、七八五の七、字片保田七八六、色太字西黒岩一二九八の一（次の図に示す部分に限る。）、大台町小切畑字石ケ山八九九（次の図に示す部分に限る。）、字参松谷七三三（次の図に示す部分に限る。）、七三三、栗谷字大西谷一二〇六・一二〇七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二〇五、字柿平一二五、一二六の一、一二六の三、一二四一、一二四二の一、字中木屋奥一二一三の二、一二一三の八、一二一三の一二、一二一三の一三の一五、一二一五、一二一六、一二一八、字西谷一一七四（次の図に示す部分に限る。）、一一七三、一一七四の一、字柿咄二三四、二四六、一二三三、一二三四、字宮谷七五五の二、一一六七から一一六九まで、薗字猿飼山七〇七、字一ノ越シ七〇九、七〇九の一、七〇九の二、七〇から七一五まで、字柿木谷一一二九（次の図に示す部分に限る。）、一一二八、字櫨櫨谷一一四九、字勘兵衛竈一一五一、明豆字栃谷七の一から七の四まで、八から一六まで、一八の一から一八の四まで、字栃谷口一七の一、一七の二、字下山東一七九の一〇、一七九の一一、一七九の一三、菅合字松原谷一六〇二の二（次の図に示す部分に限る。）、一五九八の一、一五九八の二、一六〇二の一、下真手字上河内八八七の一、八八七の九、江馬字ユカシ谷三〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤川三三五三の一・字平谷一七二一・字大河内八八七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十八年一月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平28第5001号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	西肥自動車株式会社	現行の基準賃率33円94銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率38円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）に変更する。